

事後審査型一般競争入札の執行について

諏訪市が発注する業務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月3日

諏訪市長 金子 ゆかり

1. 入札対象業務

業 務 名	霧ヶ峰高原等美化清掃等業務委託（長期継続契約）
業 務 場 所	諏訪市霧ヶ峰 他
業 務 概 要	公衆トイレ清掃 1式 ゴミ回収、処理 1式
履 行 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

2. 入札に参加できる者の条件

令和7・8・9年度諏訪市入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしている者。

(1) 諏訪市内に、諏訪市入札参加資格者名簿に登録された本店又は支店等の事業所（その他役務「廃棄物運搬・処理」部門の入札参加資格を有するものに限る。）を有すること。

(2) 本件入札公告日から起算して過去10か年の間に、ごみ収集業務（履行期間が1年以上のものに限る。）の元請履行実績（本件入札公告日において完了しているものに限る。）を有すること。

(3) 諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年諏訪市告示第133号）第4条に規定する入札参加資格の条件を満たしていること。

3. 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和8年3月3日(火) から 令和8年3月9日(月) まで 午後4時	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。 ・諏訪市役所企画部財政課へメール、持参又は期日までに郵送により提出すること(必着)。
設計図書等の閲覧 入手等	令和8年3月3日(火) から 令和8年3月16日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
設計図書等に関する 質問受付	令和8年3月3日(火) から 令和8年3月10日(火) まで 午後4時	・質問書様式は自由(具体的に記載することとし、社印及び社判(代表者印)を押印すること)。 ・諏訪市役所企画部財政課へ電子メールにより提出すること。
回答閲覧期間	令和8年3月12日(木) から 令和8年3月16日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
入札日時・場所	令和8年3月17日(火) 午前9時00分	諏訪市役所 501会議室(本庁5階)
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
入札参加資格確認 申請書提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札入札参加資格要件確認書類(様式第2号～第4号)」とする。 ・落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に提出すること。 ・提出場所 諏訪市役所 企画部財政課 (本庁3階) 	
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日を除く。)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等で通知する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、文書により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から4日以内に市長に対して文書により、その理由について説明を求められることができる。 ・説明を求めた者に対しては、文書により回答する。 	
入札結果の公表	契約を締結した後、諏訪市役所企画部財政課にて公表する。	

(注意)上記申請又は閲覧等の受付時間は、定めがある場合を除き、諏訪市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に規定する市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4. 入札事項等

最低制限価格制度	適用なし
低入札価格調査制度	適用なし
入札保証金	免除
契約保証金	免除
前金	適用なし
部分払	適用あり
入札執行回数	入札回数 2回 見積回数 2回
業務費内訳書	必ず持参すること。必要に応じて提出を求める。

5. その他の事項

- (1)「諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱」「諏訪市最低制限価格制度実施要綱」「低入札価格調査制度事務処理要綱」「諏訪市入札心得」を熟読のうえ、ご参加ください。
- (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3)入札回数は2回を限度とし、落札者が無い場合は最低額入札者と随意契約のための見積合せを行います。なお、当該随意契約に係る見積回数は2回を限度とします。
- (4)本委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約日の属する年度の翌年度以降において、本委託契約に係る発注者の歳出予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、本委託契約を変更又は解除することができます。
- (5)入札書又は見積書に記載する金額は、「1年当たりの税抜額」としてください。
- (6)履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日です。

6. 提出先及び問い合わせ先

諏訪市役所 企画部財政課(本庁3階) TEL0266-52-4141 内線313
メールアドレス kanzaikeiyaku@city.suwa.lg.jp